平成28年2月17日

インフレスライド条項の適用について

このことについて、次のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

1 インフレスライドの内容

次の対象工事の受注者は、工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)の定めに基づき、残工事費の1%を超える額について、賃金等の変動に対する請負代金の額の変更を請求することができます。

2 適用対象工事

インフレスライドの請求ができる工事は、以下の条件を満たす工事とします。

- (1) 入札公告又は指名通知後、工期末までに、賃金水準の変更がなされた工事。
- (2) 残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事。

3 請求日及び基準日等について

(1) 請求日:発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(スライド協議)を請求した日とします。

(2) 基準日:請求日とすることを基本とします。

(3) 残工期:基準日以降の工事期間とします。

4 受注者からの請求

○請求の意向がある場合は、別添様式により、協議を行ってください。 なお、様式及び取扱の詳細については、技術管理課ホームページに掲載しています。

URL http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/infla_slide/20140217.html

5 請負代金の額の変更

賃金等の変動による請負代金額の変更額(スライド額)については、次の方式により算出します。

 $S = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$

S : 増額スライド額

P₁:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2:変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額

6 その他

別紙2「技能労働者への適切な賃金水準の確保に関するお願い」に留意してください。